

令和8年度 市民税・県民税（国民健康保険税） 申告書受付書

受 付 印

様

◎申告期限 令和8年3月16日(月)

できるだけ郵送により提出してください。

令和8年度 市民税・県民税（国民健康保険税） 申告書

表

(あて先) 塩尻市長				個人番号								
	現住所							台帳番号				
	1月1日現在の住所							管理番号				
	フリガナ							業種又は職業				
								電話番号				
						生年月日		世帯主の氏名			続柄	
令和8年 月 日提出		氏名				明・大・昭 平・令		年 月 日				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料		円	社会保険の種類	支払保険料		円		
	合 計								円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計				旧生命保険料の計				円	
									円	
	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計				円	
									円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計				旧長期損害保険料の計				円	
									円	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、 勤労学生控除		⑰ □ 寡婦控除 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還)		⑱ □ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)					
⑳ 障害者控除	フリガナ					障害の程度			級度	
	1 氏名									
	個人番号									
	フリガナ					障害の程度			級度	
2 氏名										
	個人番号									
㉑～㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者		配偶者 フリガナ			生年月日	明大昭平			円	
		氏名			配偶者の 合計所得金額					
		個人番号			☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)					
㉓～㉔ 扶養控除・ 特定親族特別控除	フリガナ			生年月日	明大昭平		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄 特親	
	1 氏名									
	個人番号			控除額						万円
	フリガナ			生年月日	明大昭平		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄 特親	
	2 氏名									
	個人番号			控除額						万円
	フリガナ			生年月日	明大昭平		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄 特親	
	3 氏名									
	個人番号			控除額						万円
	フリガナ			生年月日	明大昭平		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄 特親	
	4 氏名									
	個人番号			控除額						万円

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族控除対象外)	フリガナ			生年月日	平成・令和		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	1 氏名									
	個人番号									
	フリガナ			生年月日	平成・令和		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	2 氏名									
	個人番号									
	フリガナ			生年月日	平成・令和		同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	3 氏名									
	個人番号									

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。
分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日		損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円		円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額	
円		円		円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農	業	イ	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	雑	公的年金等	キ	
		業	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
		長期	サ	
	一	時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農	業	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業	⑧	
		その他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
	合 計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
⑬から㉕までの計	㉖			
雑損控除	㉗			
医療費控除	区分 ☐	㉘		
合計(㉖+㉗+㉘)	㉙			

地方税法附則第4条の5の規定（セルフメディケーション税制）の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

※裏面もありますので該当の方はご記入ください。

